

複合型サービス東部の友 運営規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人歓友会が設置運営する複合型サービス東部の友（以下「事業所」という）の運営及び利用について必要な事項を定め事業所の円滑な運営を図ることを目的とする。

(基本方針)

第2条 事業所は、療養上の管理下の下要介護者についてその要介護状態の軽減または悪化の防止に資するよう、その居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うと共に、療養上の支援が必要な利用者にはその療養生活の支援を行い、利用者がその有する能力に応じその居宅において自立した日常生活を営むことを支援するものとする。

2 事業所は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、地域密着型サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

(事業所の名称及び所在地等)

第3条 当事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- 一 名称 東部の友
- 二 所在地 山形市松波三丁目4番5号

(登録定員及び利用定員)

第4条 当事業所における登録定員及び利用定員は次のとおりとする。

- 一 登録定員 25名
- 二 通いサービス 15名
- 三 宿泊サービス 9名

(営業日及び営業時間等)

第5条 当事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 1年を通じて毎日営業する（休業日は設けない）

二 営業時間 24時間

三 サービス提供基本時間

ア 通いサービス 午前7時から午後9時まで

イ 宿泊サービス 午後9時から午前7時まで

ウ 訪問サービス 24時間

エ 看護サービス 午前9時から午後6時まで

上記のサービス提供基本時間の他電話等により24時間対応可能な体制を取り、利用者の要請により、柔軟な対応を行うこととする。

(通常の事業の実施地域)

第6条 通常の事業の実施地域は、次のとおりとする。

山形市

第2章 従業者の職種、員数及び職務の内容

(従業者の職種及びその員数)

第7条 事業所に次の従業者を置く。

- | | |
|-----------|----|
| 一 管理者 | 1名 |
| 二 介護支援専門員 | 1名 |
| 三 介護職員 | 7名 |
| 四 看護職員 | 3名 |

2 第1項に定めるもののほか、必要がある場合はその他従業員を置くことができる。

(職務の内容)

第8条 従業者の職務の内容は次のとおりとする。

一 管理者

利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

二 介護支援専門員

介護支援専門員は登録者(以下利用者という)にかかる居宅サービス計画を作成すると共に看護職員(准看護師を除く)と連携し複合型サービス計画書の作成に当たる。

三 介護職員

介護従業者は利用者の居宅を訪問して指定複合型サービス(以下「複合型サービス」という。)を提供するとともに、事業所において通い及び宿泊の利用者に対し複合型サービスを提供する。

四 看護職員

看護職員は主治医との連携を図り、利用者の居宅を訪問し又は事業所において療養上の支援

を行う。複合型サービス報告書の作成(準看護師を除く)を行う。

第3章 登録

(内容及び手続の説明及び同意)

第9条 事業所は複合型サービス提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、この規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得た上で契約を締結するものとする。

(提供拒否の禁止)

第10条 事業所は正当な理由なく複合型サービスの提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第11条 事業所は、通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な複合型サービスを提供することが困難であると認めた場合は、利用申込者に係る指定居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の指定複合型サービス事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じるものとする。

(受給資格の確認)

第12条 事業所は、複合型サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。

2 事業所は、前項の被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、複合型サービスを提供するように努めるものとする。

(要介護認定の申請に係る援助)

第13条 事業所は、複合型サービスの提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行うものとする。

2 事業所は、指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する日の30日前までに行われるよう、必要な援助を行うものとする。

第4章 サービスの内容及び費用の額

(サービスの取扱方針)

第14条 複合型サービスの方針は、次に掲げるところによるものとする。

- 一 複合型サービスは、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、療養上の管理の下で妥当適切に行うものとする。
- 二 複合型サービスは、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して行うものとする。
- 三 複合型サービスの提供に当たっては、複合型サービス計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うものとする。
- 四 事業所の従業者は、複合型サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項その他サービスの提供の内容等について、理解しやすいように説明又は必要に応じた指導を行うものとする。
- 五 複合型サービスは、通いサービスの利用者が登録定員に比べて著しく少ない状態が続くものであってはならない。
- 六 事業所は、登録者が通いサービスを利用していない日においては、可能な限り、訪問サービスの提供、電話連絡による見守り等を行う等登録者の居宅における生活を支えるために適切なサービスを提供するものとする。
- 七 看護サービスの提供に当たっては、主治の医師との密接な連携により、複合型サービス計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復が図られるよう妥当適切に行うものとする。
- 八 看護サービスの提供に当たっては、医学の進歩に対応し、適切な看護技術をもって、サービスの提供を行うものとする。
- 九 特殊な看護等については、これを行ってはならない。

(虐待防止に関する事項)

第15条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、事業者に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
 - (3) 事業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束)

- 第16条 事業所は、複合型サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないものとする。
- 2 事業所は、前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(主治の医師との関係)

- 第17条 事業所の常勤の保健師又は看護師は、主治の医師の指示に基づき適切な看護サービスが提供されるよう、必要な管理をしなければならない。
- 2 看護サービスの提供の開始に際し、主治の医師による指示を文書で受けなければならない。
- 3 主治の医師に複合型サービス計画及び複合型サービス報告書を提出し、看護サービスの提供に当たって主治の医師との密接な連携を図るものとする。

(居宅サービス計画の作成)

- 第18条 管理者は、介護支援専門員に、登録者の居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。
- 2 介護支援専門員は、前項に規定する居宅サービス計画の作成に当たっては指定居宅介護支援等基準に掲げる具体的取組方針に沿って行うものとする。

(複合型サービス計画及び複合型サービス報告書の作成)

- 第19条 管理者は、介護支援専門員に複合型サービス計画の作成に関する業務を、看護師等(准看護師を除く。第9項において同じ。)に複合型サービス報告書の作成に関する業務を担当させるものとする。

- 2 介護支援専門員は、複合型サービス計画の作成に当たっては、看護師等と密接な連携を図りつつ行うものとする。
- 3 介護支援専門員は、複合型サービス計画の作成に当たっては、地域における活動への参加の機会が提供されること等により、利用者の多様な活動が確保されるものとなるように努めるものとする。
- 4 介護支援専門員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の複合型サービス従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した複合型サービス計画を作成するとともに、これを基本としつつ、利用者の日々の様態、希望等を勘案し、随時適切に通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを組み合わせた看護及び介護を行うものとする。
- 5 介護支援専門員は、複合型サービス計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得るものとする。
- 6 介護支援専門員は、複合型サービス計画を作成した際には、当該複合型サービス計画を利用者に交付するものとする。
- 7 介護支援専門員は、複合型サービス計画の作成後においても、常に複合型サービス計画の実施状況及び利用者の様態の変化等の把握を行い、必要に応じて複合型サービス計画の変更を行う。
- 8 第2項から第7項までの規定は、前項に規定する複合型サービス計画の変更について準用する。
- 9 看護師等は、訪問日、提供した看護内容等を記載した複合型サービス報告書を作成するものとする。

(複合型サービスの内容)

第20条 複合型サービスの内容は、次のとおりとする。

- 一 通いサービス 事業所において、健康管理、食事や入浴、排せつ等の日常生活上の世話や機能訓練を行う。
主治医との連携の基、療養上の支援が必要な利用者にはその支援を行う。
 - 二 宿泊サービス 事業所に宿泊していただき、食事や入浴、排せつ等の日常生活上の世話を行う。
 - 三 訪問サービス 利用者の居宅において、食事や入浴、排せつ等の日常生活上の世話を行う。
 - 四 看護サービス 主治医との連携の基、療養上の支援が必要な利用者にはその支援を行う。
- 2 複合型サービスの提供に当たっては、複合型サービス計画を基本としつつ、利用者の日々の様態、希望等を勘案し、適時適切に通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを組み合わせた介護又は看護を行う。

(社会生活上の便宜の提供等)

第21条 事業所は、利用者の外出の機会の確保その他の利用者の意向を踏まえた社会生活の継続のための支援に努めなければならない。

- 2 事業所は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行わなければならない。
- 3 事業所は、常に利用者の家族との連携を図るとともに利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

(利用料及びその他の費用の額)

第22条 事業所は、法定代理受領サービスに該当する複合サービスを提供した際には、入所者から利用料の一部として、当該複合型サービスに係る地域密着型介護サービス費用基準額から事業所に支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

- 2 事業所は、法定代理受領サービスに該当しない複合型サービスを提供した際に利用者から支払を受ける利用料の額と、地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。
- 3 事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。
 - 一 食事の提供に要する費用
 - 二 宿泊に要する費用
 - 三 おむつ代
 - 四 教養娯楽としてリクリエーションやクラブ活動等にかかる費用
 - 五 前各号に掲げるもののほか、複合型サービスの提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用
- 5 事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第23条 事業所は、法定代理受領サービスに該当しない複合型サービスに係る利用料の支払を受けた場合は、提供した複合型サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

第5章 サービス利用に当たっての留意事項

(サービス利用に当たっての留意事項)

第24条 サービスの提供に当たっては、利用者以下に以下の点に留意していただくものとする。

- 一 サービス提供前に健康チェックを行い、結果によっては、入浴サービス等中止する場合があります。
- 二 利用日当日に欠席をする場合には前日もしくは当日利用開始3時間前までに事業所に連絡をしていただくこと。
- 三 サービス提供上、他の利用者の方に迷惑となる行為等が見られた場合、利用の中止をしていただくことがあること。

第6章 非常災害対策等

(緊急時の対応)

第25条 従業者は、複合サービスの提供中に利用者の病状の急変が生じた場合や、その他緊急事態が生じた場合には、すみやかに主治医又は協力医療機関及び各関係機関に連絡する等必要な措置を講じ、管理者に報告しなければならない。従業者が看護職員であった場合は、必要に応じて臨時応急の手当を行うものとする。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第26条 事業所は、利用者に対する複合型サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

- 3 事業所は、利用者に対する複合型サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。ただし事業所及び従業員の責めに帰すべからざる理由による場合はこの限りではない。

(非常災害対策)

第27条 事業所は非常災害時において、利用者の安全第一を優先し、迅速適切な対応に努めるものとする。

- 2 事業所は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。訓練の実施に当たっては地域住民の参加が得られるよう努めなければならない。

第7章 その他運営に関する事項

(勤務体制の確保等)

第28条 事業所は、利用者に対し、適切な複合型サービスを提供することができるよう、従業員の勤務の体制を定めておかななければならない。

- 2 事業所は、事業所の従業員によって複合型サービスを提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
- 3 事業所は、従業員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(記録の整備)

第29条 事業所は、従業員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

- 2 事業所は、利用者に対する複合サービスの提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(苦情処理)

第30条 事業所は、提供した複合型サービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

- 2 事業所は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

- 3 事業所は、提供した複合型サービスに関し、市町村からの文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は市町村職員からの質問若しくは照会に応じ、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うと共に報告する。
- 4 事業所は、提供した複合型サービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うと共に報告する。

(掲示)

第31条 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示するものとする。

(地域との連携)

第32条 事業所の運営に当たっては、地域住民の又は住民の活動との連携や協力を行う等、地域との交流に努めることとする。

(運営推進会議)

第33条 事業所は、複合型サービスの提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、事業所が所在する市町村の職員又は事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員、複合型サービスについて知見を有する者等により構成される協議会（運営推進会議という。）を設置し、おおむね2月に1回以上、運営推進会議に対活動状況を報告し、評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

(協力病院等)

第34条 事業所は、主治の医師との連携を基本としつつ利用者の急変時に備えるため、協力医療機関を定めておく。

(衛生管理等)

第35条 事業所は、利用者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業所は、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(秘密保持等)

第36条 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 事業所は、従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

3 事業所は、指定居宅介護支援事業者等に対して、利用者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により利用者の同意を得ておかなければならない。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止)

第37条 事業所は、指定居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に特定の事業所者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

第38条 この規程に定めのない事項については、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準、その他関連法令の定めによるところによる。

付則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

この規程は、令和6年1月1日から施行する。